

根拠法令 作業の種類	騒音規制法 第14条（様式第9）	振動規制法 第14条（様式第9）	環境保全条例 第78条（様式第17号）	備考
くい打ち機 くい抜き機	○	○	○	打撃式、振動式（パイロハンマー）のものが法令対象です。 圧入式くい打くい抜き機は、届出対象外です。
くい打ち機 （アースオーガー併用）	—	○ （打撃を伴う場合）	○	
びょう打ち機	○	—	○	
削岩機 （ブレーカー）	○	○ （手持ち式を除く）	○	油圧・空圧ブレーカーの他、電動ピック、チッパー等も法令対象です。 （1日の移動距離が50mを超える場合は対象外です。）
空気圧縮機	○	—	○	原動機の定格出力が15kW（20.1馬力）以上のものが法令対象です。 （削岩機の動力として使用する場合は法令対象外です。）
コンクリートプラント	○	—	○	混練容量0.45m ³ 以上のものが法令対象です（モルタル製造は除く）。
アスファルトプラント	○	—	○	混練重量200kg以上のものが法令対象です。
バックホウ等	○（低騒音指定以外）	—	○	市条例では、低騒音指定及び規模要件問わず対象です。
鋼球使用作業	—	○	○	
舗装版破砕機	—	○	○	1日の移動距離が50mを超える場合は法令対象外です。
アースドリル	—	—	○	
アースオーガー	—	—	○	
ディーゼル発電機	—	—	○	
コンクリカッター	—	—	○	
ミキサー車、ポンプ車	—	—	○	
破砕機	—	—	○	
振動ローラー	—	—	○	ランマー、プレート等の転圧機は法令対象外です。

注 表中の「○」は届出が必要なもの（市街化区域内において、騒音規制法や振動規制法の対象となる作業をする場合、市条例による重複届出は不要です）